

経済産業省

20230310保局第2号

自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン
(内規)の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガ
イドライン (内規)の一部を改正する規程

自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン
(内規) (20220530保局第1号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり
改正する。

附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

(別紙)

自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）（20220530保局第1号）の一部を改正する案新旧
対照表

〔改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。〕

改正後	改正前
自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関する <u>ガイドライン</u> 経済産業省大臣官房 <u>技術総括・保安審議官</u>	自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関する <u>ガイドライン（内規）</u> 経済産業省大臣官房 <u>技術総括・保安審議官 太田 雄彦</u>
第1-1条 目的 本ガイドラインは、自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの<u>及び小規模事業用電気工作物を除く。</u>以下同じ。）の遠隔監視システム等、制御システム等のサイバーセキュリティの確保を目的として、自家用電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）が実施すべきセキュリティ対策の要求事項について規定したものである。 〔解 説〕 本ガイドラインは、自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの<u>及び小規模事業用電気工作物を除く。</u>以下同じ。）の遠隔監視システム等、制御システム等のライフサイクルにおけるサイバーセキュリティについて規定したものである。 (略)	第1-1条 目的 本ガイドラインは、自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの<u>を除く。</u>以下同じ。）の遠隔監視システム等、制御システム等のサイバーセキュリティの確保を目的として、自家用電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）が実施すべきセキュリティ対策の要求事項について規定したものである。 〔解 説〕 本ガイドラインは、自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの<u>を除く。</u>以下同じ。）の遠隔監視システム等、制御システム等のライフサイクルにおけるサイバーセキュリティについて規定したものである。 (略)